

社会福祉法人弥富市社会福祉協議会マスコットキャラクターマーク
使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人弥富市社会福祉協議会（以下「本会」という。）のマスコットキャラクター「しゃらんちゃん」のマーク（以下「キャラクターマーク」という。）を使用することにより、本会の知名度の向上を図るとともに、地域の活性化を目的に資するため、その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(権利の帰属)

第2条 キャラクターマークに関する一切の権限は、本会に帰属する。

(キャラクターマークの図柄等)

第3条 キャラクターマークの図柄、色及び名称は、別表に掲げるとおりとする。

(使用の申請)

第4条 キャラクターマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめキャラクターマーク使用許可申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、本会会長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 弥富市社会福祉協議会及び弥富市社会福祉協議会に属する団体がその業務に関する事業で使用する場合
- (2) 報道機関が報道及び広報のために使用する場合
- (3) 行政機関等がその業務に関する事業で使用する場合
- (4) その他、会長が適当と認めた場合

(使用の許可)

第5条 会長は、前条の規定により申請書の提出があった場合は、その内容を審査し適当と認めたときは、キャラクターマーク使用許可通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき
- (2) 特定の思想又は政治の活動に利用し、又は利用するおそれがあるとき
- (3) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあるとき
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき
- (5) 本会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき
- (6) その他会長が使用について不適当と認めたとき

2 会長は、前項の規定により使用を許可しないときは、キャラクターマーク使用不許可通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 会長は、第1項の許可に際して、キャラクターマークの使用上必要な条件を付すことができる。

(使用許可の期間)

第6条 キャラクターマークの使用許可の期間は、会長が使用を許可した日から当該日の属する年度の末日までの間とする。ただし、当該使用許可を受けた内容に変更がない限り、当該使用許可の期間満了後2年の期間を限度として、引き続き使用することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、電子データでの使用等、半永続的な使用が見込まれる場合においては、当該使用許可の内容に変更がない限り、当該使用許可の期間満了後においても、半永続的にその使用を許可するものとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 キャラクターマークの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、キャラクターマークを使用するに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた目的又は用途のみに使用すること
- (2) 別表に掲げる規格に沿って正しく使用すること
- (3) 商標、意匠等の登録出願を行うことはできないこと
- (4) 日本国内に限り使用すること
- (5) キャラクターマーク下部に著作権表示（©しゃらんちゃん）を明示すると共に、会長が指定する方法により使用すること
- (6) キャラクターマークの大きさを変えても良いが、縦横比は変えないこと
- (7) キャラクターマークをカラーで使うときは色を変えないこと
- (8) キャラクターマークのモノクロでの利用も認めるが、白抜きでの表現、回転、反転その他特別な加工をしないこと
- (9) キャラクターマークの使用サンプル、イメージ図等及び申請者の概要、企画書等を添付すること

(使用許可の変更)

第8条 使用者は、その許可内容を変更しようとする場合、速やかに、キャラクターマーク使用変更許可申請書（第4号様式）を提出し、当該内容の変更について、会長の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第9条 会長は、キャラクターマークの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要綱の規定に違反したとき
 - (2) 偽りその他不正な手段によりキャラクターマークの使用許可を受けたと認められるとき
 - (3) 申請内容と使用方法との間に著しい相違が認められたとき
- 2 会長は、前項の規定により使用許可の取消しを行うときは、使用者にキャラクターマーク使用取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。
- 3 第1項の規定によるキャラクターマークの使用許可の取消しによって生ずる使

用者が受ける損害については、本会はその責めを負わない。

4 第1項の規定によりキャラクターマークの使用許可を取り消された者（以下「許可取消者」という。）は、当該使用に係る物品をいかなる場合であっても使用してはならない。

5 会長は、許可取消者に対して、当該使用に係る物品の回収を求めることができる。

（使用の廃止）

第10条 使用者は、キャラクターマークの使用を廃止しようとする場合には、あらかじめキャラクターマーク使用廃止申請書（第6号様式）を会長に提出しなければならない。

（損害賠償）

第11条 使用者は、第9条第1項各号のいずれかに該当する行為をしたときは、これによって本会に生じた損害を賠償しなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターマークの使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

メインキャラクター

備考（著作権表示について）

- 1 著作権表示は下記を参考にしてください。
- 2 このまま使用しても構いません。
- 3 枠なしでも認めます。

©しゃらんちゃん

